

健生食輸発1117第1号
令和7年11月17日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産食品のアフラトキシン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正：令和7年11月14日付け健生食輸発1114第1号)により通知したところである。

今般、輸入時の検査命令の結果、RUSHAN JINGUO FOOD CO., LTD. (別名称：RUSHAN JINGUO PEANUT PRODUCTS CO., LTD.) の製造した落花生を含む中国産食品からアフラトキシンが検出されたことから、別途指示する製造業者として同通知の別添2の1の別表4に同社を追加するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いします。